

株式分割に関する基準日設定公告

平成 30 年 8 月 16 日

株主各位

長野県長野市若里三丁目 10 番 28 号
株式会社共和コーポレーション
代表取締役社長 宮本 和彦

当社は、平成 30 年 8 月 10 日開催の取締役会において、平成 30 年 9 月 1 日付をもって当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成 30 年 8 月 31 日と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 30 年 9 月 1 日をもって、当社定款第 6 条の発行可能株式総数を現行の 800 万株から 1,600 万株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせ及びご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 30 年 9 月下旬にお届出住所にお送り申し上げます。
2. 平成 30 年 9 月 1 日付（実質的には、平成 30 年 9 月 3 日）にて、株式分割による増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。